

# セキュリティサービス WEBROOT 規約

2021年3月1日版

## 第1章 総則

### 第1条 (サービス運営等)

1. 株式会社ライチェ (以下「弊社」といいます。は、「セキュリティサービス WEBROOT 規約」 (以下「本規約」といいます。)) に従って、「セキュリティサービス WEBROOT」 (以下「本サービス」といいます。)) を運営します。なお、本サービスの詳細は第2条に定めるものとします。
2. 次条に定義する契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 弊社が、本規約の他に別途弊社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 契約者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する条項等が存する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語                                | 用語の意味  |
|-----------------------------------|--|
| (1) 本サービス<br>(セキュリティサービス WEBROOT) | 弊社が提供するセキュリティサービス WEBROOT をいいます。なお、本サービスの詳細は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりです。                            |
| (2) 契約者                           | 弊社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、弊社がこれを承諾し、弊社所定の手続きを完了した者。  |
| (3) 利用契約                          | 本規約に基づき弊社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。   |
| (4) 契約者設備                         | 本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。  |
| (5) 本サービス用設備                      | 弊社が本サービスを提供するにあたり、弊社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。  |
| (6) 本サービス用設備等                     | 本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア (弊社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。) |

|             |   |
|-------------|---|
| (7) 課金開始日   | 契約者へ、弊社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日の翌月 1 日。  |
| (8) 消費税相当額  | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。 |
| (9) キーコード   | 本サービスを利用するにあたり、契約者その他の者を識別するために用いられる符号。   |
| (10) 対象デバイス | 本サービスが適用される、契約者のデバイス（パソコン及び Mac を含む。）。  |

### 第 3 条（通知）

1. 弊社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信または弊社のホームページへの掲載の方法等、弊社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、弊社から契約者への通知を電子メールの送信または弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

### 第 4 条（本規約の変更）

1. 弊社は、本規約（本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。）を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の本規約を適用するものとします。
2. 本規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、弊社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
  - (1) 本サービスの画面上または弊社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
  - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、弊社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (4) その他、弊社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で弊社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

## 第5条（合意管轄）

契約者と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第6条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

## 第7条（協議）

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、契約者と弊社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

## 第2章 本サービスの利用契約の締結等

### 第8条（利用の申込み）

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、弊社所定の方法により行うものとします。

### 第9条（契約者の登録情報等の変更）

1. 契約者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、弊社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに弊社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。

### 第10条（契約者からの解約）

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- (1) 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、弊社ホームページ記載の弊社所定の方法によりその旨を弊社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日（該当日が弊社休業日の場合は、直近営業日）までに弊社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、本契約の解約があったものとします。
- (2) 契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。
- (3) 契約者が利用契約を解約する場合、弊社は解約月の末日をもってキーコードの利用停止の処置をとるものとします。
- (4) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章

に基づきなされるものとします。

## 第11条（弊社からの解約）

1. 弊社は、契約者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
  - (1) 契約者が実在しない場合。
  - (2) 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
  - (3) 契約者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
  - (4) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手續が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
  - (5) 契約者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
  - (6) 契約者が、弊社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると弊社が判断した場合。
  - (7) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
  - (8) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
  - (9) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が弊社に来た場合。
  - (10) 弊社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合。
  - (11) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
  - (12) 本サービスの利用が第21条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合。
  - (13) その他、前各号に準じる場合で弊社が適当ではないと判断した場合。
2. 弊社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
3. 弊社は、本条第1項第8号又は第9号の事由に該当する場合であっても、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は弊社の義務を定めるものではありません。
4. 契約者が本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.5%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、弊社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

5. 本条の定めは、弊社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

## 第12条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

## 第13条（設備の設置・維持管理および接続）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて弊社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を弊社のサービスに接続するものとします。
3. 弊社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

## 第3章 本サービス

### 第14条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供範囲は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

### 第15条（本サービスの廃止）

1. 弊社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 本条第1項により弊社が本サービスを廃止した場合、弊社は契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

## 第4章 利用料金

### 第16条（本サービスの利用料金、算定方法等）

本サービスの利用料金は、別紙2の「料金表」に定めるとおりとします。

### 第17条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
2. 前項の期間において、第26条（保守等による本サービスの中止）に定める本サービスの提供の中止そ

他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。

3. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
4. 弊社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等を行わないものとします。

## 第18条（利用料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
  - (1) クレジットカード。
  - (2) 預金口座振替。
  - (3) NTTによる料金回収代行サービス。
  - (4) その他、弊社が別途定める方法。
2. 利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月27日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に契約者指定の口座から引落されるものとします。
4. 利用料金の支払が本条第1項第3号に定めるNTTによる料金回収代行サービスによる場合、利用料金の支払方法はNTTの料金支払規定に準ずるものとします。
5. 前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を弊社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

## 第5章 契約者の義務等

### 第19条（キーコード）

1. 契約者は、キーコードを第三者（以下「他者」といい、国内外を問わないものとします。）に貸与、譲渡、または共有しないものとします。
2. 契約者は、契約者のキーコードにより本サービスが利用されたとき（機器またはネットワークの接続・設定により、契約者自身が関与しなくともキーコードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます。）には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、弊社の責に帰する事由によりキーコードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

3. 契約者のキーコードを利用して契約者と他者により同時に、または他者のみによりなされた本サービスの利用については、弊社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、自己のキーコード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、弊社は、当該契約者のキーコードが他者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

## 第20条（自己責任の原則）

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 弊社は、契約者がその故意または過失により弊社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、契約者は弊社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

## 第21条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 弊社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
- (2) 弊社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 弊社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 弊社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
- (7) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または他者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
- (9) 他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与え



るおそれのある行為。

(10) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為。

(11) その他、社会的状況を勘案のうえ、弊社が不相当と認める行為。

## 第22条（著作権）

1. 本サービスにおいて弊社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、弊社または弊社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。
2. 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

## 第6章 弊社の義務等

### 第23条（弊社の維持責任）

弊社は、弊社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

### 第24条（本サービス用設備等の障害等）

1. 弊社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 弊社は、弊社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 弊社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する弊社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 弊社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を弊社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### 第25条（個人情報の取扱）

1. 契約者は、本サービスの提供に不可欠な弊社の提携事業者から請求があったときは、弊社がその契約者の氏名および住所等をその事業者へ、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。

2. 弊社は、本サービスの提供に当たって、別紙3の「本サービスのすべて、または一部で取得する情報」およびその他契約者から取得した個人情報の取扱については、弊社がホームページ上に定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）（<https://www.lichaco.jp/privacy/>）に従うものとします。

## 第7章 利用の制限、中止

### 第26条（保守等による本サービスの中止）

1. 弊社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 弊社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
  - (2) 弊社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
  - (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
  - (4) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で弊社に返送された場合。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

## 第8章 損害賠償等

### 第27条（損害賠償の制限）

1. 弊社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が弊社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して弊社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 弊社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 弊社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 弊社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合

があります。

6. 弊社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
7. 弊社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の実施に伴い、生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。
8. 弊社は、第 15 条（本サービスの廃止）、第 26 条（保守等による本サービスの中止）の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。
9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、弊社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
10. 弊社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、弊社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

以上

付則：2016 年 2 月 1 日制定

## 別紙1 本サービスの詳細

### 【本サービスの内容】

#### セキュリティサービスWEBROOT：

- (1) 「セキュリティサービス WEBROOT」とは、対象デバイスに対してインストールされることで、インターネットセキュリティにより対象デバイスを保護するサービスです。
- (2) セキュリティサービス WEBROOT は、契約者に対して、月額料金による対象デバイスへのサポートを実施します。
- (3) セキュリティサービス WEBROOT は予告なく内容を変更することがあります。
- (4) 弊社は、ウェブルート株式会社より「SecureAnywhere アンチウイルス」の販売に関する許諾をうけたうえで、セキュリティサービス WEBROOT を運営しています。
- (5) セキュリティサービス WEBROOT 利用に際しては、ウェブルート株式会社の定める「Webroot Secure Anywhere ソリューション契約書 (<http://ja-detail.webrootanywhere.com/eula.asp>)」に別途同意頂く必要があります。
- (6) セキュリティサービス WEBROOT のご利用およびそれに関連して生じた契約者または第三者の損害に対して、弊社はいかなる責任も負わず、また一切の補償・賠償も行いません。

### 【本サービスの利用方法】

1. 本サービスをご利用の際には、対象デバイスへのソフトウェアのインストールが必要です。ソフトウェアのインストールについては、弊社よりの「サービス開始のお知らせ」案内を必ずご確認ください。なお、ソフトウェアのインストールが可能なデバイスは契約者が利用するパソコン又は Mac 計 3 台に限定されます。
2. 本サービスの内容・設定等のご利用に関するご相談は、ウェブルート株式会社へご連絡ください。

ウェブルート株式会社

TEL 0120-633-601

受付時間 10時～12時、13時～19時まで（年末年始を除く）

3. 本サービスの料金や解約等の一般的なご相談は、弊社へご連絡ください。

株式会社ライチェ

Email [info@luz-hikari.com](mailto:info@luz-hikari.com)

受付時間 24時間

4. 上記お問い合わせの際に、ご依頼者が契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

## 別紙2 料金表

### 月額ご利用料金（税込）

| プラン                      | 月額利用料 |
|--------------------------|-------|
| セキュリティサービス WEBROOT（1 ID） | 330 円 |
| セキュリティサービス WEBROOT（3 ID） | 550 円 |

※登録月のみ無料

### 別紙3 本サービスのすべて、または一部で取得する情報

1. 弊社は、契約者の同意を得て、弊社が本サービスを提供するための情報として、契約者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、契約者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があります。また、契約者が、以下の情報を自ら提供したときは、契約者は同意したものとみなします。
2. 弊社は、契約者から取得した以下の情報については、本規約第25条（個人情報の取扱）に準じて取り扱います。

#### <ご提供いただく情報の例>

- ・オペレーション・システムの種類、バージョン
- ・マシン名（名称、型番、シリアル番号等）
- ・対象デバイスの潜在的なリスク
- ・対象デバイスのIPアドレス及びおおよその地理的位置
- ・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

以上

制定：2016年2月1日